

医政第 870 号
令和元(2019)年 10 月 23 日

一般社団法人栃木県医師会長
一般社団法人栃木県歯科医師会長
栃木県病院協会会長

} 様

栃木県保健福祉部医療政策課長

令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害及び
令和元年台風第 19 号による災害を受けて県又は市町村が設置した避難所等で
行われた診療に関する診療録の保存について

県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局医事課から事務連絡がありましたので、貴会員に対し御周知いただきますようお願いいたします。

医療指導担当 大森
TEL 028-623-3085
FAX 028-623-3131

事 務 連 絡
令和元年 10 月 18 日

岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県
東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県・佐賀県
医務主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害及び令和元年台風第 19 号による災害を受けて県又は市町村が設置した避難所等で行われた診療に関する診療録の保存について

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条第 2 項において、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関する診療録は、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関する診療録は、その医師において、5 年間保存しなければならないこととされている。

令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害及び令和元年台風第 19 号による災害を受けて、県又は市町村が設置した避難所等において全国から派遣された医師等により行われた診療に係る診療録については、当該避難所等を管轄する保健所において、当該保健所を設置する自治体の責任の下で保存することとして差し支えないこととする。

また、各保健所において保存する場合は、その後に患者が診療を受ける病院又は診療所に引き継ぐなど、医師及び患者の便益に資するよう、弾力的に対応いただいて差し支えない。

※ 送付先について、

- ①令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係り局激の対象地域として指定された市区町村
- ②令和元年台風第 19 号による災害については、激甚災害の指定を待たずに迅速に対応する観点から、災害救助法の適用を受けた市区町村を有する都道府県に対し送付しています。